



# 川越

—No. 394—

## 11月10日

■発行所 川越市役所 ■電話 川越(0492)24-8811(代) ■発行人 川越市長 加藤 瀧二 ■編集 企画財政部企画課

## 暖房器具

### 取り扱いは慎重に

**上半期の火災状況**

今年上半期の全国での火災状況をみてみますと、出火件数は三万六千六百六十七件で、昨年同期に比べ七千四百七十九件の減少。これを一日当たりにしてみると、件数は二百三件で、七分間に一件の火災が発生していることとなります。

また火災による死者は千二百二十二人で、そのうち七六・九割が建物火災によるものです。

一方川越地区消防組合管内(川島町を含む)では九月末日現在で

**秋の全国火災予防運動**

十一月二十六日から十二月二日まで、秋の全国火災予防運動が行われます。この運動は、これから火災の多発期を迎えるため、国民ひとりひとりの防火意識を高め、火災の発生防止と、人命の損傷事故を絶滅しようとする目的で行われるものです。

**暖房器具の安全点検**

家庭では、これから石油ストーブや電気コタツなどの暖房器具を使用する機会が多くなります。暖房器具による火災の原因は、置き場所が不適当なもの、使用方法の間違い、そばに燃えやすいものがあったりなど、そのほとんどが不注意、不始末によるものです。

そこで、暖房器具の正しい使い方や置き場所、安全点検、周囲の可燃物の整理などを、ふだんから心がけるようにしましょう。

また、ガス漏れの場合は爆発火災になることが多く、このため人命の危害など大事故になりやすいものです。ガス漏れの点検はもちろん、点火や消火、たち消えなど

百六十二件の火災が発生、死者は一人。これは、約一・七日に一件の火災が発生したことになります。



11月26日 → 12月7日 火事と

〈今年の統一標語〉

◎ 幸せを明日に

つなぐ火の始末◎

**家庭の防火診断**

川越地区消防組合では、十一月月中旬から消防職員が皆さんの家庭を訪問して、防火診断を行いますからご協力ください。その際、防火に対する疑問点がありましたら遠慮なくご相談ください。

※秋の全国火災予防運動の一環として、十一月二十七日の午後、市内を防火パレードする予定です。



**消火用具の備え**

消火器や水バケツの用意は、火災の被害を最小限に食い止めるために必要な最低のものであります。そして消火器は、いつでも使えるようにしておくことが大切です。

**消火用具の備え**

高齢者の中には身体が不自由で避難が困難な方もいると思います。そこで万一の場合を考えて、幼児や老人などの就寝場所は避難しやすいところを選びましょう。

**幼児の就寝場所**

昨年中の全国の火災による死者のうち、六十一歳以上の老人と五歳以下の幼児の死者が四七割を占めています。

をよく確認しましょう。

**納期のご案内**

今月は、固定資産税・都市計画税と国民健康保険税のそれぞれ第3期分の納期です。

11月末日までに納めましょう。

**主な内容**

暖房器具の取り扱いが慎重に、納期のご案内	1 P
下水道使用料・処理区域は累進制に、し尿浄化槽の維持管理	2~3 P
市長や議員の花輪や寄付は違反、特別児童扶養手当の支給範囲拡大、11月は国民年金普及推進月間ほか	4~5 P
写真ニュース、まちのひろば、交流コーナー	6~7 P
巡回市民相談、国際婦人年記念講演、成人式の感想文募集、乳幼児検診、話し方月例勉強会、市民ロードレース、ゴミ代替収集ほか	8~9 P
図書館だより、愛のプレゼント、俳句、こんにちは奥ヤマ	10 P



# 下水道使用料

## 処理区域は累進制に

### 十二月から新料金

去る九月の定例市議会において川越市下水道条例の一部改正案が可決されましたが、主な改正点は次のとおりです。

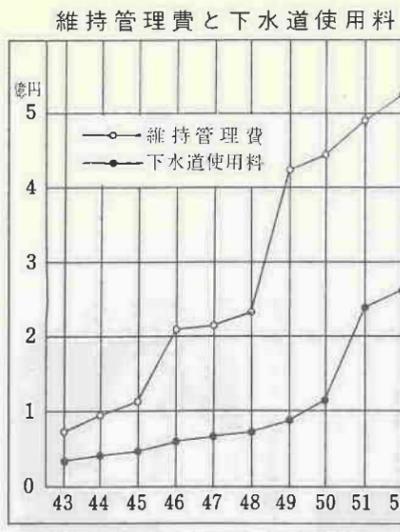
- ①対象区域を処理区域と未処理区域とに大別。
  - ②処理区域内は累進使用料を採用。
  - ③未処理区域内は使用料をすえ置き。
  - ④便器使用料を廃止。
- 新料金は、本年の十二月一日から(水道使用分については一月検針分から)適用されることとなります。

### 現行使用料は維持管理費の二割弱

現在市には、皆さんの家庭から排出される下水を浄化し河川に放流している処理場が、大仙波の滝ノ下終末処理場、霞ヶ関北、二丁目の霞ヶ関第一処理場および場的霞ヶ関第二処理場、の三施設あります。三つの処理場は、毎日昼夜を問わず下水道浄化の運転をしています

が、最近の諸経費の高騰あるいは四十九年度からの高級処理などによって、年々維持管理費が増大してきました。

一方、これに充当する使用料金の料率は、四十一年一月から約十年間、一立方メートルあたり八円のまますえ置かれてきた結果、現在では維持管理費に対する使用料の割合は、ついに一八割にまで下がってしまつて、残りの八二割は、市税



など一般会計からの繰入金でまかなうという状況になつてい

### 料金改正で負担を公平化

しかし、維持管理費の大半をこのまま市税などによることは、

### 主な改正点とその内容

今回の下水道使用料改正のあらましは次のとおりです。

#### 処理区域に大別

下水道使用料を負担していただく公共下水道建設区域のうち、処理場に流入する区域を「処理区域」とし、南台一丁目目などのように、処理施設をもたないで直接河川に放流している区域を「未処理区域」として、二つに大別しました。

#### 維持管理費と排除量から平均料率を算定

一立方メートルの平均使用料率

財源的に非常に困難なことで、立ち遅れている下水道の建設にますます支障をきたすこととなります。しかも、公共下水道の恩恵を受けて快適な生活ができる世帯は、全市の約二六割に過ぎませんので、負担の公平をはかる意味からも、維持管理費相応分の使用料を負担していただく必要があると思われ

ます。しかし、維持管理費相応分を全額使用料で徴収することになりますと、非常に大幅な値上げになりますので、今回の改正では、維持管理費の五〇割相応分を使用料でまかなう形になっていきます。

以上のような理由から、やむを得ず今回の改正となつたわけですが市では今後さらに事業の合理的運営に努め、サービスの向上をはかる所存ですので、市民の皆さんにも層の二理解と、協力をお願いします。

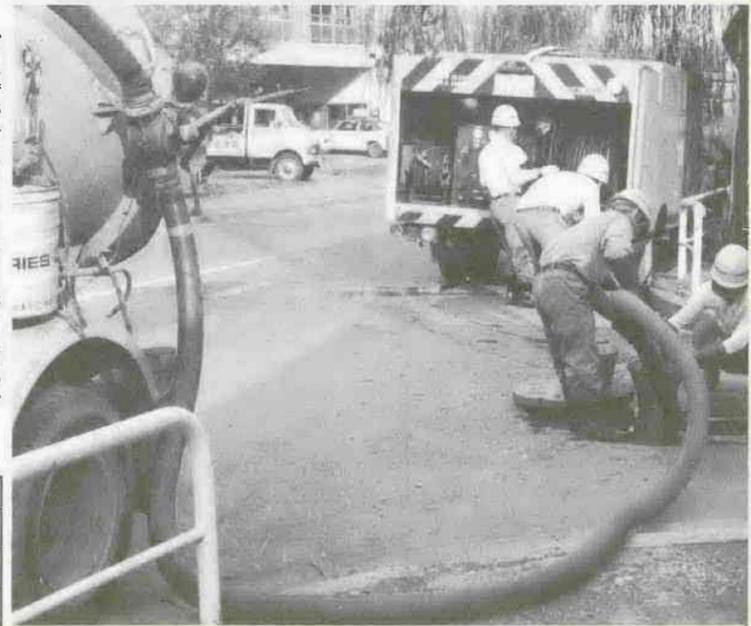
#### 未処理区域はすえ置き

この結果、未処理区域内の平均使用料率は、一立方メートルあたり八円で、従来の使用料率と同じ数字になりました。また、下水流入量の変化によって影響を受ける処理施設をもたないため、累進制は採用しないので、従前どおり一律八円の料率としてすえ置くことにしました。

また、処理区域内の平均使用料は、前記の計算方法によって三十八円という処理原価が算出されました。それと同時に、今回の改正に当たっては、貴重な水資源の節約を図るこ

別表① 平均使用料の算出

区分	処理区域	未処理区域
昭和49、50年度汚水量(A)	22,348(千m <sup>3</sup> )	2,718(千m <sup>3</sup> )
昭和49、50年度維持管理費(B)	848,506(千円)	21,610(千円)
汚水1m <sup>3</sup> 当りの経費 (B)÷(A)	38円	8円



るほど使用料率を高くする累進使用料体系を採用しました。(別表②参照)

### 引上率を抑えた三十立方以下

累進使用料体系のランクについては、市水道料金の家事用のランクに合わせて、基本料金を八立方メートルとし、超過料金については四段階としました。このうち特に使用者の七〇割以上を占める排除量三十立方メートル(一ヶ月)までの一般家庭については、少しでも負担の軽減をはかるために、引上率を抑えるようにしました。

### 公衆浴場の超過料金は一段階だけ

公衆浴場の使用料については、

### 便器使用料を廃止

その公益性と浴場利用者の負担を考慮して、従来の減額率を勘案しながら低廉化をはかり、基本料金のほか超過料金は一段階にとどめました。

便器使用料については、従来、処理区域内の水洗化家庭などから、水洗便所の汚水処理の経費として、一カ月につき大便器三十円、小便器二十円、大小兼用便器五十円を徴収していましたが、今回の改正でこれを廃止しました。

### その他

公共下水道区域内(処理区域、未処理区域を問わず)で井戸を使用している一般家庭については、従前どおり、三人まで八立方メートル、四人以上は一人増すごとに二立方メートルを加算して排除量を認定します。

事業所などで、自家水道と市の水道を併用している場合は申告に基づいて市が排除量を認定します。※くわしくは下水道監視課(☎24-1881-一、内線三三四・三二五)へ。

別表② 改正下水道使用料金表(処理区域) ※1カ月計算

用途	基本料金 使用水量	超過料金		
		使用水量	料金	
家事用その他	8 m <sup>3</sup> まで	160	8 m <sup>3</sup> を超え15 m <sup>3</sup> までの分	25円
			15 m <sup>3</sup> を超え30 m <sup>3</sup> までの分	35
			30 m <sup>3</sup> を超え50 m <sup>3</sup> までの分	50
			50 m <sup>3</sup> を超える分	65
公衆浴場用	100 m <sup>3</sup> まで	1,000	100 m <sup>3</sup> を超える分	15

※ この表は、1月の水道検針分から適用しますが、1月検針分は11・12月の使用量を調べるものですから、使用水量の1/2を旧料金1/2を新料金とします。

別表③ 新下水道使用料金(家事用その他)早見表 ※2カ月計算

金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額
16	320	33	780	50	1,370	67	2,070
17	350	34	810	51	1,410	68	2,120
18	370	35	850	52	1,440	69	2,170
19	400	36	880	53	1,480	70	2,220
20	420	37	920	54	1,510	71	2,270
21	450	38	950	55	1,550	72	2,320
22	470	39	990	56	1,580	73	2,370
23	500	40	1,020	57	1,620	74	2,420
24	520	41	1,060	58	1,650	75	2,470
25	550	42	1,090	59	1,690	76	2,520
26	570	43	1,130	60	1,720	77	2,570
27	600	44	1,160	61	1,770	78	2,620
28	620	45	1,200	62	1,820	79	2,670
29	650	46	1,230	63	1,870	80	2,720
30	670	47	1,270	64	1,920	81	2,770
31	710	48	1,300	65	1,970	82	2,820
32	740	49	1,340	66	2,020	83	2,870

### 保守点検と清掃は定期的

し尿浄化槽の維持管理は、設置者の責任で行うことになっていきます。このためには、専門的知識と経験をもった業者に保守点検を委託し、またその清掃は、市長の許可を受けた業者(別表④)に委託して、次の基準をめぐりにその維持管理に万全を期してください。

▽保守点検  
腐敗タンク方式半年に一回以上  
ばっ気方式三ヶ月に一回以上  
▽清掃  
腐敗タンク方式半年に一回以上  
ばっ気方式二年に一回以上

### 清掃の標準料金

また、一般家庭のし尿浄化槽清掃標準料金は、市と業者で話し合いをして、別表⑤のように定めてありますので、清掃を委託する際の参考にしてください。

なお、この料金は標準料金です。すから、特に手のかかるものや日曜、祭日、早朝、夜間などの場合は、割増料金が加算されます。割増料金は、

別表⑤ し尿浄化槽清掃標準料金表

腐敗形浄化槽	ばっ気形浄化槽		
槽容積	清掃料金	槽容積	清掃料金
1.5 m <sup>3</sup>	7,400円	0.75 m <sup>3</sup>	4,300円
2.0	8,400	1.0	4,500
2.5	9,500	1.5	4,900

### し尿浄化槽

## 適切な維持管理で 住みよい街に

別表④ し尿浄化槽清掃業許可業者

業者名	所在地	電話
中央衛生社	郭町1-12-9	22-6675
田中商事	今福460	42-6637
川越衛生社	小仙波町4-17-2	22-3034
太盛運輸	岸町3-19-5	42-1168
石川商事	脇田新町5-4	43-3424
加藤商事(株)	上寺山4-1	22-5957
(有)サンバイサービス	熊野町20-3	42-6314
内藤衛生	新宿町3-15-8	42-1101
埼玉清掃	砂621	43-0368

し尿浄化槽は、公共下水道が敷設されていない区域では、し尿を衛生的に処理する便利で文化的な設備なのです。が、誤った使い方をしたり、管理を怠ると、浄化されない汚水が下水路や用水路に放流されることになり、河川を汚すばかりでなく、悪臭やバイ菌の発生源となり、近隣の人に迷惑をかけることとなります。

使用者は正しい知識を身につけて、し尿浄化槽がいとも良好な状態になっているよう心がけ、適切な維持管理をしていただくようお願いいたします。



昨年の年金相談所風景

国民年金は、制度発足以来、関係者の努力で著しく業績が向上して... 本年度も福祉年金の年金額の引き上げ、拠出年金の物価スライドによる年金額の改正が行われ、また来年度には、財政再計算期を二年早めての制度全般にわたる改正が予定されているなど、一層の充実、発展が図られています。

# 加入で始まる生活の安定

## 十一月は 国民年金 月間普及推進

市保険年金課では、国民年金普及推進月間の行事の一つとして、社会保険事務所と協力して次の日程で年金相談所を開きます。

年金相談所開設日程

月日	時間	会場
11月14日(金)	午前10時～午後3時	市役所 保険年金課
" 17日(月)	"	名細出張所・山田公民館
" 18日(火)	"	南古谷出張所・高階出張所
" 19日(水)	"	大東公民館・福ヶ岡北出張所
" 20日(木)	"	霞ヶ岡出張所・霞ヶ岡公民館
" 25日(火)	"	芳野出張所・古谷公民館

昭和三十一年四月に国民年金保険料の納付が始まって以来、額は何度か改定されたものの、保険料の納期限に変更はなく、昭和五十年十二月末日までに納付し、時効で納められたいという強い要望が出されており、またこのような人々を放置して将来の年金も支給しないことにも大きな問題があります。そこで、その救済措置として、昭和五十年十二月末日までに納付し、時効で納められたいという強い要望が出されており、またこのような人々を放置して将来の年金も支給しないことにも大きな問題があります。

農地を宅地などにするときは 農地法の手続きを... 農地を宅地にするときは、農地法の手続きを完了してから、農地以外の用に使用してください。

納税貯蓄組合等が受賞... 十月二十七日に次の組合等が、県税の納税協力者として、川越県税事務所から表彰されました。

# 市長・議員の花輪や寄付は違反

## 有権者が要求するのもダメ

公職選挙法・政治資金規正法の選挙関係二法の改正が行われたことは、前号(十月二十五日号)でお知らせしましたが、その主旨がさらに徹底するよう、改正点のうち特に身近な問題をとりあげてみました。

スタターは、ベニヤ板などにはって掲示することが禁止されました。法を守ってきれいな選挙を... 川越市選挙管理委員会 川越市明るい選挙推進協議会

二級障害児も対象に 支給範囲拡大... 特別児童扶養手当の支給範囲拡大

国民年金法による二級の障害程度

障害の程度	障害の状態
1	両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの
2	両耳の聴力損失が80デシベル以上のもの
3	平衡機能に著しい障害があるもの
4	そしゃくの機能を欠くもの
5	音声または言語機能に著しい障害があるもの
6	両上肢のおや指およびひとさし指または中指を欠くもの
7	両上肢のおや指およびひとさし指または中指の機能に著しい障害があるもの
8	一上肢の機能に著しい障害があるもの
9	一上肢のすべての指を欠くもの
10	一上肢のすべての指の機能に著しい障害があるもの
11	両下肢のすべての指を欠くもの
12	一下肢の機能に著しい障害があるもの
13	一下肢を足関節以上で欠くもの
14	体幹の機能に歩くことができない程度の障害があるもの
15	身体の機能障害または長期の安静が必要な病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
16	精神の障害であって前各号と同程度以上と認められるもの
17	身体の機能の障害もしくは病状または精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められるもの

所得(前年)の限度額表(円)

受給者本人	扶養親族等		
	人数	所得の限度額	
受給者本人	0人	1,632,500	
	1人	1,852,500	
	2人	2,072,500	
	3人	2,292,500	
受給者本人	4人	2,512,500	
	1人増すごとに	220,000加算	
	0人	6,049,300	
	1人	6,306,800	
扶養義務者・配偶者・控除	2人	6,526,800	
	3人	6,746,800	
	特別障害者	227,500	
障害者	152,500		
寡婦・老年者・勤労学生	152,500		
老年者扶養	37,500		

児童扶養手当の支給額も引き上げに... 十月から児童扶養手当の支給額等も、次のように改正されました。

### “赤電話祭り”に —ふるさと無料電話

公衆電話サービス向上週間(10~12%)にちなみ、10月24・25日の2日間、川越公衆電話協会主催のふるさと無料電話が行われました。会場の丸広デパート前と市役所横には500人以上の人がつめかけふるさととの会話を楽しみました。



### おーイイ気持ち 老人ホームに薬のプレゼント

10月17日、川越市薬剤師会と同薬業協同組合が老人ホームを訪問。肩こりのはり薬など8種類310点を寄贈。お年寄りは肩に薬をはってもらって、気持ちよさそうでした。

### 会場は外国みたい! —英語祭り—

十月二十一日、富士見中体育館で、第二十五回中学校英語祭りが行われ、弁論を競い、劇やフォークソングを楽しみました。この日の体育館は、英語でいっぱい。



### ユニークな作品が集まる —発明創意工夫展—

十月十六日〜十八日まで、県福祉センターで発明創意工夫展が開かれ、「ハンカチ専用脱水機」などユニークな作品二百三十点あまりが集まりました。



## まちのひろば

### 現代版「祭礼絵巻」

菅原さん描く

昨年完成し好評でした山車のスタンプ、今年も十月十二日、東京スーパードームにそろう、雨の降るはだ寒い日にもかかわらず、おおぜいの方がつめかけました。

ところで、このスタンプ会場に素敵な川越まつりの絵が展示されていきました。絵の作者は、古谷上の菅原正之さん(五十六歳)。子どもの頃から絵が好きで、今でもほとんどスケッチブックを持ち歩いてるほど。本人は「山車の集大成はまだまだ見たことはないが、想像で描いたという、現代版祭礼絵巻」は、スタンプを押しに来た方の目を、しばらく奪っていました。

### ワイイ! ボクラの山車だ

「自分たちでお囃子ができて、山車が引けたらすばらしいな」と育成会長の山村 健さんが思ったのがきっかけ、今年も、田町にも素敵な山車ができて、十月十四・十五の両日、引き回されました。そこで、毎年川越まつりのときに何となく寂しい思いをしていた子どもたち約三十人は、お囃子を熱心に練習。二週間もたたないくらいですっかりマスター。子ども会の熱意に負けた形の育

### 祭りを楽しむ

育見院の子どもたち

祭りはみんなのもの。十月十五日、埼玉育見院の子どもたち(四十五人)も、祭りを楽しみました。六軒町の人々の協力で、ハッピや花笠をつけ、市役所までの道のりを一生懸命山車を引きました。子どもたちが毎年楽しみにしているこの引きまわしは、子どもたちにとっては何よりのプレゼント。いい思い出になったようです。

### 子どもみこし

町中をねり歩く

十月十九日、新河岸日枝神社の祭礼に子どもみこしが登場。新河岸地内をねり歩きました。

このみこしは、しばらくかつぐのを中断していましたが、「川越まつりで山車やお囃子があるところはいいから、こにはない」「それなら、せつかくおみこしがあるのだから……」と昨年からの復活。長いことかつがず、いたみのひどかつたこのみこし、遠藤治兵衛さんなど町の人の手ですっかり新しくなり、酒だるで作ったもう一つのみこしとともに、「自分たちの祭り」を楽しみました。

### 若者の祭り

東洋大学工学祭

第十三回東洋大学工学祭が開かれます。楽しい催しが盛りだくさん行われますが、その一部を紹介しましょう。

21日(金)：前夜祭市内パレード(午後四時三十分、川越市駅前出発)

22日(土)：女子大生コンサート、演武会(どちらも正午から)

23日(日)：オリジナル・レッドバリン(夕・カーポなどが出演。午後一時から)

24日(月)：フォークコンサート(午前中)、歌謡選手権(午後一時から、飛び入り出演も可)

このほか、さまざまな展示物、模

擬店、映画会などいろいろ

### 巡回婦人講座に

お出かけください

山田地区では、公民館主催の巡回婦人講座が行われています。小山次郎氏(元飯能市助役)を講師に迎え、映画を見るなど楽しみながら「主婦の立場として、なかなか家庭生活」を考えます。

時間は、午前の部 10時〜11時三十分、午後の部 1時三十分〜3時三十分、女性を対象。

### 日程

十月二十一日、富士見中体育館で、第二十五回中学校英語祭りが行われ、弁論を競い、劇やフォークソングを楽しみました。この日の体育館は、英語でいっぱい。

### 交流コーナー

—団員募集—

川越少年少女合唱団では第十八期生を募集中です。歌が好きなお小学三・四年生ならだれでも応募できます。各学校の

### 行事案内

十一月(中旬・下旬)

11月23日(日)：午前の部 南山田安養院、午後の部 北山田八幡様

11月30日(日)：午前の部 山田西町集会所、午後の部 福田公民館

12月7日(日)：午前の部 寺山観音堂、上寺山観音院

芳野地区盆裁展：十二日(水)〜十四日(金)、午前九時から芳野公民館

第十一回高階地区文化祭：十五日(土)〜十六日(日)、午前九時から高階公民館で、作品展示のほか映画上映や三味線クラブ等の発表

霞ヶ関北地区親善壮年ソフトボール大会(自治会対抗)：十六日(日)午前九時から霞ヶ関東小校庭で

山田地区小・中学生剣道大会：十六日(日)、午前九時から山田小・中学校体育館で

福原地区文化祭：二十三日(日)、午前八時から福原公民館で

霞ヶ関地区文化祭：二十三日(日)・二十四日(月)、午前九時から霞ヶ関公民館で、各種展示のほか、農産物品評会や即売会など

南古谷地区盆裁展：二十三日(日)・二十四日(月)、午前九時から南古谷出張所前

谷出張所前

※雨天等で日程が変更になることがあります。ご注意ください。

音楽主任の先生へ十一月二十九日(土)までに申し込みください。選抜テストは十二月十四日(日)の予定。

※お問い合わせは、熊谷先生(高階中学校、☎049-117070)か、または三好先生(中央小学校、☎049-117070)へ。



菊人形・菊花展。16日(日)まで喜多院で忠臣蔵をはじめ、20点あまりを展示



市美展。ことしの出品点数は491点内容的には一段とレベルアップ

### 芸術の秋

10月30日〜11月2日まで市民会館で開かれた市美展。11月16日(日)まで喜多院で開催中の菊人形・菊花展。また、この7日オープンしたばかりの県立川越図書館そして、福原地区の神田秀夫さん(上松原333)宅でとれた大きなサツマイモと、深田定喜さん(下赤坂270)宅でとれたジャンボなカボチャ。いずれも、私たちの秋を彩る催しばかり川越の秋が勢ぞろい。

### 読書の秋



県立川越図書館(新宿町1-17-1)。現在蔵書数約3万



ジャンボなサツマイモとカボチャ



# 図書館だより

## 読書の秋を迎え 本を読む婦人の集い

市教育委員会で、市立図書館・家庭文庫友の会と共催で、「本を読む婦人の集い」を開きます。

婦人の読書感想文入選者の表彰、「私たちの読書グループ」と題した読書グループ活動の発表、記念講演「国際婦人年と私たちの生活」(講師：毎日新聞社論説委員、松本博一氏)など、いろいろな催しが繰り広げられます。皆さんお気軽にご参加ください。

日時：十一月十七日(月)、午後一時から

会場：中央公民館

市教育委員会で、市立図書館・家庭文庫友の会と共催で募集した婦人の読書感想文には、三十二名の応募がありました。審査の結果、次の方々が入賞しました。(敬称略)

市長賞 Ⅱ 皇帝の新しい着物、植松よ志子(月吉町二二二)

市議会議長賞 Ⅱ 絶望からの出発、大矢千恵子(福田三八)

教育委員会賞 Ⅱ 複合汚染を読んで、馬場草子(今成一〇四七五)

図書館長賞 Ⅱ 母親と読書、柿沼良子(下松原一八五)

家庭文庫友の会会長賞 Ⅱ 「自己分析を語る」を読んで、浅見紗千子(新宿町五一三三四三)

佳作 Ⅱ 小原節子(大袋新田一〇一五)、細野政子(大塚新田二〇九五)、菅保菊江(岸町二二二〇)

## 市長賞に植松さん 婦人の読書感想文 入賞者決まる

五十年読書週間行事の一環と

## 霞公俳句教室



## 俳句会

萩ゆるる風あり午後の句会かな 邦子

かるかやの花おしまげて電車過ぐ 末尾

地蔵尊残る暑さの只中に 康子

鷺翔けて芒野川にこぼれたり 喜代子

参道の大樹の空や鱗雲 準次郎



社会福祉協議会扱い)

一般社会福祉事業へ)

△二十万円 川越露店商組合

△二万円 千三百三十円 匿名

△十万円 連雀町二二一六、藤井トシさん

△七万円 埼玉育児院へ)

△八万円 城南中学校生徒会 (善意銀行扱い)

△福社事業へ)

△一万五千円 新富町一七一

△二万五千円 小仙波町五一五二四、関口正録さん

△千円 切手四千五百五十枚 川越教会、山田和代さん

△千円 JG1 HUY

△三千円 保坂清さん

△身障者福祉事業へ)

△一万円 南台三二二二四、あそびの学校(代表・石堂典子さん)

△児童福祉事業へ)

△五千円 野田町二一〇一二 荻原勝美さん

## 家庭文庫で 楽しい読書を

市立図書館では、家庭婦人の教養と娯楽のために、家庭文庫を運営しています。

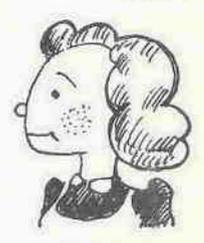
これは、ご近所の奥様や親しい方どうし幾人かでグループを作っていたり、そのグループに本をまとめて貸し出す制度で、現在市内には百三十六のグループがあり、千六十一人の会員が利用して

貸し出しは、どなたか図書館まで取りに来ていただくのが原則ですが、出張所管内など図書館まで遠い所にお住まいの方には、公民館や代表者宅まで配本も行っています。そして貸し出し図書は、一人一カ月一冊までです。

図書館を利用して豊かな日々を過ごすため、グループ作りをおすすめします。

なお、くわしいことは市立図書館(☎24-0559)へお尋ねください。

## こんには 奥サマ



四十五度のお風呂はかなり熱いものですし、六十度もある湯の中に手を入れればやけどをします。電気コタツの中は(弱)でも四十五度ぐらいの温度があり、(強)にすると六十度以上にもなりますが、熱湯に触れたときのような熱さは感じないので、これでやけどをするとはほとんどの人気がついていません。

昨年二月、県内の一少女九歳が、あんか(熱)をフトンに入れて寝たところ、足に全治一カ月のやけどを負うという事件がありました。

しかし、あんかの温度は五十二度から六十五度で特に高温ではなかったのです。ここから「低温やけど」が問題になりました。

コタツやあんか程度の温度に触れていると、気がつかない間に皮膚が赤くはれたり水泡ができてきます。ちよとど、日光にあたりているときは何でもなく、あとで赤くなったり水泡ができる日焼けに似ています。これを低温やけどといひ、乳幼児に電気あんかを使ったときなどに、よく起ります。

従来、電気あんかの温度は、最高温度九十度以下、最低温六十五度以下と定められていたが、昨年十二月から最高温度が七十度以下に引き下げられました。しかし、この基準が適用されているのは今シーズンから売り出されたものだけです。また温度が下がったからといって、低温やけどの問題が解決されたわけではありません。

使用上の注意

▽説明書を見て温度範囲がどのようになっているかを確かめる。

▽就寝中は、直接肌に触れないように、足から離してセツトする。また、あんかをタオルなどで巻いて肌に触れてもやけどをしないようにする。

▽幼児は体が暖かいので、就寝前にフトンを暖ため、寝ついたらあんかを取り出すのもよいでしょう。

あんかを抱いたり、足を乗せて就寝する習慣を幼児のうちからつけないようにしましょう。

▽電気やぐらコタツの中で熟睡し、熱射病の症状をおこし心臓衰弱で死亡した例もあります。コタツの中に肌を露出すれば低温やけどのおそれもありますから、やぐらコタツに足を入れたまま寝るのもよくありません。

※くわしくは、川越消費生活センター(☎24-3558)へ。

## 熱くなくても やけどをする!?

＝低温やけどにご注意を＝

低温やけどが問題になりました。コタツやあんか程度の温度に触れていると、気がつかない間に皮膚が赤くはれたり水泡ができてきます。ちよとど、日光にあたりているときは何でもなく、あとで赤くなったり水泡ができる日焼けに似ています。これを低温やけどといひ、乳幼児に電気あんかを使ったときなどに、よく起ります。

従来、電気あんかの温度は、最高温度九十度以下、最低温六十五度以下と定められていたが、昨年十二月から最高温度が七十度以下に引き下げられました。しかし、この基準が適用されているのは今シーズンから売り出されたものだけです。また温度が下がったからといって、低温やけどの問題が解決されたわけではありません。

使用上の注意

▽説明書を見て温度範囲がどのようになっているかを確かめる。

▽就寝中は、直接肌に触れないように、足から離してセツトする。また、あんかをタオルなどで巻いて肌に触れてもやけどをしないようにする。

▽幼児は体が暖かいので、就寝前にフトンを暖ため、寝ついたらあんかを取り出すのもよいでしょう。

あんかを抱いたり、足を乗せて就寝する習慣を幼児のうちからつけないようにしましょう。

▽電気やぐらコタツの中で熟睡し、熱射病の症状をおこし心臓衰弱で死亡した例もあります。コタツの中に肌を露出すれば低温やけどのおそれもありますから、やぐらコタツに足を入れたまま寝るのもよくありません。

※くわしくは、川越消費生活センター(☎24-3558)へ。

昭和三十一年六月十日第三種郵便物認可  
月二回(十日、二十五日)発行(部四四)

発行所 川越市役所  
川越市五町一丁目三番地(☎三五〇)